

# すべての子どもたちに



# 養護教諭との出会いを！



いつも保健室は開いていて、先生がいてくれるから安心だよ。

けがをしたときや具合が悪いときには、すぐにみてもらえるからうれしいよ。

ゆっくりと話を聞いてもらえるから、何でも相談しやすいよ。

一度に大勢の子どもが来室しても、分担し落ち着いて対応ができます。

子どもの見方や対応について相談し検討できるので心強いです。

宿泊行事や出張、教室での保健指導など不在にならず安心です。

感染症発生時には、役割分担して敏速に対応できます。

力量を高め合え、保健室経営や保健活動をプラスにしていけます。



子どもたちのいる場所

すべての学校に養護教諭を

子どもの数が少ないへき地校や極小規模校では、養護教諭が配置されていません。標準法では、3学級以上の小学校・中学校に養護教諭を配置すると定めています。子どもの数が減ったことで次の年には配置されず、気になる子どもを残し異動せざるを得ない場合もあります。  
子どものいるところすべての学校に養護教諭の配置を求めます。

## 高校では・・・

高校の設置基準が2004年度に、養護教諭の「必置制」を「置くよう努めなければならない」という努力規定に改悪されました。これにより、定時制や単位制の学校では、いっそう配置の遅れが懸念され、配置基準さえない通信制高校では、さらに困難な状況になります。

## 特別支援学校では・・・

さまざまな障害をもつ子どもたちが通う特別支援学校では、児童・生徒数61人以上で複数配置となっています。しかし、幼稚部・小学部から高等部まで、発達年齢・発達課題の異なる子どもたちが在籍し、400人を超える大規模校では、養護教諭が2名いてもていねいにかかわることは困難です。

**養護教諭の全校・全課程配置を！ 養護教諭の複数配置を！**